

【教科のゆらぎ(音楽)】 第9回

「教科」がゆらいでいる。学習指導要領が教科を定めているが、中学校・高校の教員免許は教科ごとで、それは教員の採用・就職条件であるから、変えるのはなかなか難しい。

教科がベースにしているはずの大学の学問(専門)自体が、大学改革で学部学科がどんどん再編される中で、もはや教科との対応がつかないものになってきている。例えば、「教育職員免許法」で中学の音楽の「教科に関する科目」は、「ソルフエージュ」「声楽」「器楽」「指揮法」「音楽理論、作曲法及び音楽史」(かつこ書き略)の五つの区分があり、それぞれで一般的包括性をもたせねばならない。これらは学科等の専門科目と重なっていないなければならないので、五つの〈概論〉があるはずである。しかしここで専門科目とは一致しなくなってくるのが教職課程申請上の問題となっている。「教科教育学」が成立しない



となれば、教育学部の存在(教科の専任教員の雇用)が根底からゆらぐ。

〈概論〉が教科内容の母体になるが、これは参考文献①のようなもので、自分の経験を、芸術が「一つの素材でもって全然違うものを作り上げる」ことを真髄として、次世代の大学生に伝えよう

としたときに経験がまとまる。また参考文献②は、子どもたちの自由な曲づくりからピアノに代表される「楽音」が音楽を狭めているなど、いわば〈概論〉という経験をつくりかえている。教科の学問からの乖離とは、大学や教師を間に入れた子どもへの、あるいは子どもからの経験の継承発展の流れがつかないことを意味する。繁下敏子さんの遺志を継いだ「音楽の教育」分科会の復活を期待したい。(研究部・加藤聡一)

参考文献

- ①小澤征爾ほか編『齋藤秀雄講義録』白水社、一九九九年。
- ②小島律子・高橋瞳子『子どもの音の世界 楽譜のない自由な「曲づくり」から始まる音楽教育』黎明書房、一九九五年。